

東かがわ市規則第21号

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月4日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年東かがわ市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第17条 略	第17条 略
第17条の2 <u>条例別表第1の32の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。</u>	
第18条 条例別表第1の33の項の規則で定める事務は、就学援助費（医療費を除く。）の支給の申請の受理その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	第18条 条例別表第1の32の項の規則で定める事務は、就学援助費（医療費を除く。）の支給の申請の受理その他申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
第19条 条例別表第1の34の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	第19条 条例別表第1の33の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
第19条の2 <u>条例別表第1の35の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とする。</u> (条例別表第2の規則で定める事務及び情報)	(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)
第20条 略	第20条 略
第33条 略	第33条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 東かがわ市福祉医療費支給に関する条例施行規則第5条の受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報 ア～エ 略
(1) 略 ア～エ 略 <u>オ 当該申請に係る者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報</u>	
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
第41条 略	第41条 条例別表第2の25の項の規則で定める事務は、訪問介護利用者の負担額の減額措置の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項

改正後	改正前
(1)～(3) 略 (4) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 (5) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報 (6) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報 第42条 略 (1)～(3) 略 (4) 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報 第57条 略 第58条 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、市長が管理する住登外者に係る住登外者宛名情報とする。 第59条 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(6) 略 第60条 略	の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1)～(3) 略 (4) 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報 (5) 当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市民税に関する情報 第42条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、社会福祉法人等による利用者負担の軽減の対象者認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。 (1)～(3) 略 第57条 略 第58条 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1)～(6) 略 第59条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。